

『平成23年7月の電技解釈の改正に伴う修正』および『正誤』

東京電機大学出版局

書名: 第2種電気工事士筆記試験 集中ゼミ
版刷: 第2版2刷(2009年5月20日)

頁	場所	原文 (*印の項目は正誤です)	修正
24	【1】	～規定(電技解釈第39条)されており、ヒューズの代わりに銅板が～	第35条
	見出し	【1】単相3線式回路の断線*	【2】
32	【1】	～図2.20のように規定されている(電技解釈第171条).	第149条
34	【1】	ヒューズの性能は、以下のとおりである(電技解釈第37条).	第33条
	【2】	配線用遮断器の性能は、以下のとおりである(電技解釈第37条).	
36	見出し	【1】過電流遮断器の定格電流 I_B の求め方(電技解釈第170条)	第148条
38	見出し	【1】幹線の許容電流の求め方(電技解釈第170条)	第148条
40	見出し	【1】分岐回路における開閉器の省略(電技解釈第171条)	第149条
42	見出し	【1】施設場所と工事の種類(電技解釈第174条)	第156条
	表3.1	【工事法の欄】 2種可とう電線管工事 1種可とう電線管工事 ● × ● × × × 【この行を削除】	金属可とう電線管工事
	Point	ケーブル工事, 金属管工事, 合成樹脂管工事, 2種可とう電線管工事の四つは、すべての場所で施工できる。～	金属可とう電線管工事
	見出し	【2】粉じんの多い場所での工事(電技解釈第192条)	第175条
44	【1】	～低圧屋内配線は、次のように施設する(電技解釈第187条).	第164条
46	【1】	～低圧屋内配線は、次のように施設する(電技解釈第178条).	第159条
48	【1】	～低圧屋内配線は、次のように施設する(電技解釈第177条).	第158条
50	見出し	3.5 可とう電線管工事	金属可とう電線管工事
	出題項目	□ 可とう電線管工事の施設方法	
	見出し	【1】可とう電線管工事 可とう電線管工事は屈曲箇所が多く、金属管では～ 可とう電線管工事による低圧屋内配線は、次のように施設する(電技解釈第180条).	
51	Point	可とう電線管工事に関する問題は、他の工事にもあてはまる～	金属可とう電線管工事
	問2	金属製可とう電線管を使用する工事として、不適切なものは、 ハ. 金属製可とう電線管とボックスとの接続にストレートボックスコネクタを～ ニ. 金属製可とう電線管と金属管(鋼製電線管)との接続に～	金属可とう電線管
		イ. 金属製可とう電線管相互を接続するのに用いる。	
	問3	□. 金属製可とう電線管と金属管とを接続するのに用いる。	
		ハ. 金属製可とう電線管をボックスに接続するのに用いる。	
ニ. 金属製可とう電線管の管端に取り付け、電線の被覆の保護に用いる。			

頁	場所	原文 (*印の項目は正誤です)	修正
52	【1】	金属ダクト工事は、次のように施設する(電技解釈第181条)(図3.8).	第162条
	【2】	バスダクト工事は、次のように施設する(電技解釈第182条)(図3.9).	第163条
	【3】	フロアダクト工事は、次のように施設する(電技解釈第183条)(図3.10).	第165条
	【4】	ライティングダクト工事は、次のように施設する(電技解釈第185条)(図3.11).	第165条
54	【1】	地中電線路の施設方法は、次のように施設する(電技解釈第134条).	第120条
56	見出し	【1】電球線の施設(電技解釈第190条)	第170条
	見出し	【2】移動電線の施設(電技解釈第191条)	第171条
	見出し	【3】ショウウィンドウ内の配線工事(電技解釈第198条)	第172条
58	見出し	【1】屋内のネオン放電灯工事(電技解釈第208条)	第186条
90	【1】	①～表6.3に示すような種類がある(電技解釈第19条, 23条, 29条).	第17条, 29条
		②～接地工事の接地極として使用できる(電技解釈第22条).	第18条
		③移動して使用する機械器具の接地線には、～を使用する(電技解釈第20条).	低圧の機械器具 第17条
92	【1】	②～D種接地工事を施したとみなし、省略することができる(電技解釈第21条).	第17条
		③金属管工事におけるD種接地工事の省略(電技解釈第178条). ※ ①の「解釈第29条」はそのまま	第159条
94	【1】	～しかし、以下の場合は省略できる(電技解釈第40条).	第36条
	解説	イのライティングダクトの施設では、～(電技解釈第185条)という規定があり、～	第165条
96		※ 【1】の「解釈第12条」はそのまま	
98	【1】	～以下の場合は300Vとすることができる(電技解釈第162条).	第143条
	【2】	～を次のような条件で施設すれば例外とする(電技解釈第162条).	
	解説	住宅に三相200Vを施設する場合は、電気設備技術基準解釈第162条より、～	
162	見出し	【1】低圧引込線(電技解釈第97条)	第116条
	【2】	～MIケーブルを除く)でなければならない(電技解釈第91条).	第110条
164	【1】	～15m以下なら開閉器を省略できる(電技第165条).	電技解釈第147条
	【2】	～8m以下の場合、開閉器を省略できる(電技解釈第211条).	第166条
	【3】	地中配線は、ケーブルを用いなければならない(電技解釈第134条).	第120条
166	【2】	～次のように規定されている(電技解釈第188条).	第145条
168	【1】	～機械器具の電圧によって区分される(電技解釈第19条, 23条, 29条).	第17条, 29条
170	【1】	低圧屋内配線は、直径1.6mm以上の軟銅線を用いる(電技解釈第164条).	第146条
	【2】	～接続する回路をいい、次のように施設する(電技解釈第237条).	第181条
	【3】	～また、白熱電球にはビニルコード以外のコードを用いる(電技解釈第190条).	第170条
	【4】	～次のように規定されている(電技解釈第189条).	第167条
172	【1】	～3相200Vでも使用できる(電技解釈第162条).	第143条
	【2】	～図15.20のように規定されている(電技解釈第171条).	第149条
173	解説	①は三相200Vの配線である。したがって電技解釈第162条より、エアコンの～	第143条